

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

介護保険の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める国の省令改正により、介護保険サービス事業所等に係る指定基準を定める条例を改正することを予定しています。

なお、指定基準は国の省令に沿って条例で定めることとされているため、今回の改正内容は、国の省令改正と同内容としています。

2 主な改正内容

(1) 人員配置の緩和

管理者の他職種との兼務要件等を緩和する（施設系サービスほか）

(2) ユニットの定員緩和

施設におけるユニットの定員を10人から最大15人まで拡大可能とする。（施設系サービスほか）

(3) 感染症対策等の強化

- ① 感染症対策を目的とした委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を義務付ける。（全サービス）
- ② 感染症や災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、訓練等の実施を義務付ける。（全サービス）

(4) 利用者処遇の向上

- ① 認知症についての研修受講（施設系・通所系サービスほか）
無資格の従事者に認知症介護基礎研修の受講を義務付ける。
- ② 虐待防止のための措置（全サービス）
虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の選任を義務付ける。
- ③ ハラスメント防止のための措置（全サービス）
従事者に対するパワハラ、セクハラ等を防止するための措置を義務付ける。
- ④ 事故防止（施設系サービス共通）
事故防止のための安全対策の責任者の選任を義務付ける。

(5) その他、省令改正に準じて所要の改正を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日（(3)、(4)①、(4)②及び(4)④については経過措置あり）

4 改正する条例

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（ほか11条例）

5 今後のスケジュール

令和3年1月25日～ パブリックコメント手続の実施
令和3年第1回定例会に議案上程
4月1日 条例施行（規定の一部は公布日施行とする）